

○高知県警察鉄道警察隊運営規程

平成5年9月9日

高知県警察本部訓令第17号

改正 平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号
平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号
平成12年3月24日高知県警察本部訓令第8号
平成17年12月19日高知県警察本部訓令第27号
平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号
平成19年3月20日高知県警察本部訓令第7号
平成20年2月19日高知県警察本部訓令第2号
平成20年11月5日高知県警察本部訓令第25号
平成21年4月6日高知県警察本部訓令第14号
平成21年12月17日高知県警察本部訓令第26号
平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号
平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号
平成30年3月27日高知県警察本部訓令第5号
平成31年3月27日高知県警察本部訓令第10号
令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 活動及び事件等の処理範囲(第9条—第13条)
- 第3章 制服の着用等(第14条—第16条)
- 第4章 勤務制等(第17条—第19条)
- 第5章 活動計画等(第20条—第23条)
- 第6章 指揮監督、指導教養等(第24条—第27条)
- 第7章 鉄道警察活動(第28条—第48条)
- 第8章 雑則(第49条・第50条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「鉄道規則」という。)、移動警察規則(昭和29年国家公安委員会規則第17号)その他別に定めるもののほか、鉄道警察隊(以下「鉄警隊」という。)の任務、勤務制、活動等について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 鉄警隊及び警察官派遣所の位置は、別表第1のとおりとする。

(任務及び事務)

第3条 鉄警隊は、鉄道施設(列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、工場、変電所その他鉄道事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄警隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 列車への警乗の実施に関すること。
- (4) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。
- (5) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (6) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (7) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等(以下「鉄道事業者等」という。)との連絡に関すること。
- (8) 鉄道に関する統計に関すること。

一部改正〔令和2年本部訓令1号〕

(運営の基本)

第4条 県本部地域課長(以下「地域課長」という。)は、任務を遂行するため、鉄警隊を計画的に運営するとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

2 地域課長は、鉄警隊の運営に当たっては、他の警察部門及び署と緊密に連携し、その組織的機能を十分に発揮させるように努めなければならない。

(鉄警隊相互の連携)

第5条 地域課長は、関係県の鉄警隊との間において、事件、事故等の発生時における相互の協力等適切な取扱いを図るため必要な措置をとるものとする。

(鉄道事業者等との連携)

第6条 地域課長は、鉄道事業者等との間において緊密な連絡を保ち、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な鉄道施設及び鉄道運輸の実態の把握に努めるとともに、鉄道事業者等に対し、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(鉄警隊事務取扱責任者の指定)

第7条 鉄道施設の所在する署に鉄警隊事務取扱責任者を置く。

(連絡主任者及び連絡担当者の指定)

第8条 鉄道規則第14条第2項に規定する都道府県警察相互の連携を図るため鉄警隊に連絡主任者を、鉄道規則第8条に規定する鉄道事業者等との連携を図るため連絡担当者を置く。

2 前項の連絡主任者及び連絡担当者には、隊長をもって充てる。

第2章 活動及び事件等の処理範囲

(活動及び範囲)

第9条 鉄警隊の活動は、鉄道警察の任務を完遂するため、鉄道施設において警ら、警戒警備、警乗等を行い、職務質問等により犯罪の予防及び検挙に努めるとともに、危害の防止、公衆に対する保護、助言及び指導、少年の補導、遺失・拾得届の受理等を行うほか、鉄道施設等に係る状況の掌握に努めるものとする。

一部改正〔平成20年本部訓令25号〕

(所轄署等との関係)

第10条 鉄警隊は、事件(鉄道規則第4条第1項ただし書きに規定する事件を含む。)又は事故について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、関係署に引継ぐものとする。

2 鉄警隊と関係署は、鉄道施設における事件、事故等の処理に当たっては、お互いに協力するものとする。

(事件、事故等の処理・引き継ぎ)

第11条 鉄警隊が行う事件、事故等の処理範囲の基準は、別表第2のとおりとする。

2 被疑者の引渡し及び事件の引継ぎについては、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)に定める被疑者引渡書(事件引継書)により行うものとし、その他の事案の引継ぎについては、別記第1号様式の事務引継書により行うものとする。

一部改正〔平成21年本部訓令14号〕

(事件、事故等の通報)

第12条 所轄署長は、次に掲げる事件、事故等を認知したときは、その都度、地域課長に通報するものとする。

- (1) 列車の衝突、脱線、火災等の事故
- (2) 踏切における事故
- (3) 列車の爆破又は爆破予告事案
- (4) 線路への置石等列車妨害事案
- (5) 火災等による列車の運休・遅延事案

- (6) 駅構内等の混雑が予想される場合
- (7) その他鉄警隊の活動上必要と認められるもの
(企画調整)

第13条 所属長は、鉄警隊の活動に影響のある計画を立てようとするときは、あらかじめ地域課長に合議するものとする。

第3章 制服の着用等

(制服の着用等)

第14条 隊員は、制服を着用し、高知県警察官の服制等に関する規程(平成31年3月本部訓令第4号)別表第6に規定するところにより記章(鉄道警察隊員用)を当該制服に装着しなければならない。

一部改正〔平成17年本部訓令27号・31年10号〕

(私服勤務)

第15条 隊員は、隊長が鉄道施設における事件、事故等の発生状況を勘案して指示する事件、事故等処理するため必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、私服を着用することができる。

(名称等の表示)

第16条 鉄警隊の活動拠点とする施設は、その名称を表示するとともに、赤色灯を設けるものとする。

第4章 勤務制等

(勤務制)

第17条 鉄警隊の勤務制は、毎日制勤務とする。

- 2 地域課長は、前項の規定にかかわらず、事件・事故の発生等により、必要と認める場合には交替制勤務とすることができる。

全部改正〔平成12年本部訓令8号〕

(勤務時間)

第18条 隊長及び隊員の勤務時間は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年県条例第47号)及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の定めるところとする。

全部改正〔平成12年本部訓令8号〕

(勤務時間帯、勤務基準及び勤務時間割)

第19条 毎日制勤務員の勤務時間帯及び勤務基準は、別表第3のとおりとする。

- 2 地域課長は、前条の規定に準拠して、毎日制勤務員の勤務時間割及び勤務方法を定めるものとする。

全部改正〔平成12年本部訓令8号〕、一部改正〔平成19年本部訓令7号・21年14号〕

第5章 活動計画等

(年間活動計画等)

第20条 鉄警隊の効果的運営を図るため、地域課長は年間活動計画を策定し、隊長は月間活動計画を定めるものとする。

全部改正〔平成21年本部訓令14号〕

(勤務日の活動重点)

第21条 勤務日における活動重点については、月間の活動計画に基づき当日実施すべき事項、犯罪情勢等の実態その他配意すべき事項等を踏まえ、隊員自ら活動重点を定め勤務するものとする。

(班長)

第22条 地域課長は、勤務日ごとに班長を指定するものとする。

旧23条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(指揮者及び通信要員の指定)

第23条 鉄道規則第5条第1項の規定による指揮者については班長とし、通信要員については班員とする。

旧24条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

第6章 指揮監督、指導教養等

(幹部等の職務)

第24条 幹部等の職務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 隊長

ア 鉄警隊の運営に関する企画及び立案並びに部下職員の指揮監督及び指揮教養を行う。

イ 鉄警隊の施設、装備資器材、書類等について保守管理責任を負う。

(2) 副隊長

自ら率先して鉄道警察活動を行うほか、部下職員に対する指揮監督及び指導教養を行うとともに、隊員の活動、運用等についての調整を行う。

(3) 指導係長

自ら率先して鉄道警察活動を行うほか、部下職員に対し指揮監督及び指導教養を行うとともに鉄警隊の事務の処理を行う。

(4) 班長

自ら率先して鉄道警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

ア 勤務場所を同じくする勤務員(以下この項において「相勤者」という。)に対し、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 相勤者相互間の融和と協調を図ること。

ウ 相勤者の勤務と事務処理の調整を行うこと。

旧25条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第25条 隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するほか、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄警隊の事務に必要な専門的な知識及び技能に習熟させるように努めなければならない。

2 隊長は、隊員の活動の評価に当たっては、隊員が行うべき活動の全般について、総合的に判断して、これを行わなければならない。

旧26条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(隊員の心構え)

第26条 隊員は、職責を自覚し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 関係法令の研究及び鉄道施設、鉄道事業等に関する知識の習得並びに鉄警隊の活動に必要な技能の向上に努めること。

(2) 常に、車両及び装備資器材の整備に努めるとともに、その使用に習熟すること。

(3) 事件、事故等の発生に際し、迅速的確に対応し得る鋭敏な感覚と機敏性の醸成に努めること。

(4) 高知県警察処務規程(平成17年4月本部訓令第8号)第40条から第45条までに定める事項のほか、品位を保持するとともに言語・態度に留意し、良好な公衆接遇の確保に努めること。

一部改正〔平成17年本部訓令27号〕、旧27条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(教養訓練)

第27条 隊長は、必要に応じて隊員に対する教養訓練を行うものとする。

旧28条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

第7章 鉄道警察活動

(通常基本勤務)

第28条 鉄警隊の通常基本勤務の方法は、警戒警備、警乗、在所及び警らとする。

旧29条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(特別勤務)

第29条 鉄警隊における特別勤務の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急配備のための活動を行うこと。

(2) 現場臨場、被疑者同行その他事件、事故等の事案の処理のため所外にお

いて活動を行うこと。

- (3) 鉄道施設における特別の治安情勢に鑑み、必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集等の活動を行うこと。
- (4) 列車による現金その他の物品の輸送警備等に伴う警戒警備の要員として活動を行うこと。
- (5) 鉄道事業者等若しくは市民の行う鉄道事故防止のための諸活動への支援若しくは協力を行い、又は市民と共同でこれらの活動を行うこと。
- (6) 鉄道事業者等との連絡のために活動すること、その他隊員が鉄道規則第3条第1項の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに必要と認められる特別な活動を行うこと。

旧30条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕、一部改正〔令和2年本部訓令1号〕

(転用勤務)

第30条 鉄警隊における転用勤務は、通常基本勤務及び特別勤務以外の勤務に従事することをいう。

旧31条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警戒警備)

第31条 警戒警備は、鉄道線路及び運転保安設備等重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒警備に当たるものとする。

- 2 警戒警備に際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問及び検索を行う等により、不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

旧32条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警乗)

第32条 警乗は、列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等に当たるものとする。

- 2 警乗は、原則として巡査部長以上の幹部を長とする2人1組を単位として行うものとする。

旧33条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警乗の留意事項)

第33条 隊員は、警乗に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) あらかじめ待合室及びその周辺を巡回して、挙動不審者、要保護者等の発見に努めること。
- (2) 乗務に当たっては、当該列車の車掌等と連絡をとり、車内を巡回して旅

客の動向、手荷物の保管状態、不審者の有無等に注意すること。

- (3) 常に班長を中心に一体となった活動を行うこと。
- (4) 厳正かつ規律正しい勤務を行うこと。
- (5) 常に周囲の状況と事態の緩急を判断し、冷静沈着に行うこと。
- (6) 被疑者事故、その他各種事故の防止に配慮すること。

旧34条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警乗の基準及び行路)

第34条 警乗は、警察庁指定又は県本部指定により行うこととし、その行路は、警乗行路表による。

旧35条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警乗の通知)

第35条 隊員は、警乗に際しては警乗を行う列車の車掌等に次に掲げる事項を口頭で通知しなければならない。

- (1) 所属、階級及び氏名
- (2) 実施区間

旧36条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警乗勤務員に対する指示)

第36条 隊長は、警乗勤務員に対し、活動上特に留意すべき事項等を指示するものとする。

旧37条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(在所)

第37条 在所は、鉄警隊の庁舎内において諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理、装備資器材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

旧38条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(在所の留意事項)

第38条 隊員は、在所に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、庁舎内外の警戒に努めること。
- (2) 事件、事故等の発生を知ったときは、隊長に報告し、直ちに現場に急行すること。
- (3) 高知県警察緊急配備規程(平成9年3月本部訓令第1号)に規定する緊急配備事件の発生を知ったときは、前号の規定にかかわらず、同規程の定めるところにより県本部通信指令課(以下「通信指令課」という。)等に速報すること。

旧39条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕、一部改正〔平成22年本部訓令2号〕

(警ら)

第39条 警らは、鉄道施設及び線路沿線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の把握に当たるものとする。

2 警らは、徒歩又は鉄警隊用無線自動車により行うものとする。

3 鉄警隊用無線自動車による警らは、定められた鉄道施設について、原則として2人1組を単位として行うものとする。

旧40条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(警らの留意事項)

第40条 隊員は、警らに際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行う等により、不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めること。

(2) 指定された警ら区域全域にわたり巡回するように努めるとともに、警ら要点等においては駐留警戒を併せて実施すること。

(3) 警ら区域を管轄する署と緊密な連絡を取り、相互の協力を努めること。

(4) 出発・帰隊予定・終了の時刻及び取扱事項を幹部に報告するとともに、相勤者に連絡すること。

(5) 車両による警らに際しては、常に無線を傍受するとともに、出発時又は帰隊時には通信指令課に通報すること。

(6) 警ら中に事件、事故等を認知し、又は通信指令課から指令を受けたときは、直ちに現場に臨場し、初動的措置をとること。

旧41条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕、一部改正〔平成22年本部訓令2号〕

(少年の補導)

第41条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際しては、常に非行少年等の早期発見及び補導に努めなければならない。

旧42条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(危害の防止)

第42条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際しては、鉄道施設の損壊、危険物件の放置その他生命又は財産に危害を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、速やかにその危害を防止するための必要な応急の措置をとるとともに、隊長に報告しなければならない。

旧43条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(保護)

第43条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際して、でい酔者、迷い子、家出人等で応急の救護を必要とする者を発見し、又はその届出を受けたときは、保護等必要な措置をとらなければならない。

旧44条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(広報活動)

第44条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際しては、警察活動の実態を正しく知らせて協力を求めるため、ミニ広報紙の発行等適切な広報活動を行わなければならない。

旧45条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(情報の収集)

第45条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際しては、情報資料の収集に努めなければならない。

旧46条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(鉄道管内地図)

第46条 鉄警隊の見やすい箇所に鉄道管内地図を掲示するものとする。

旧47条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(鉄道施設の資料化)

第47条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等に際しては、鉄道施設の実態を掌握し、別記第2号様式の鉄道管内要覧に登載するとともに、その活用を図らなければならない。

旧48条を一部改正し繰上〔平成21年本部訓令14号〕

(休憩)

第48条 隊長及び隊員の休憩は、鉄警隊の庁舎内において行うものとする。

2 隊員は、休憩中においても、事件、事故その他願届等があった場合は、直ちに受理して必要な措置をとらなければならない。

旧49条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

第8章 雑則

(車両の取扱い等)

第49条 車両の取扱い、点検整備、事故防止等については、高知県警察車両等管理運用規程(平成30年3月本部訓令第4号)の定めるところにより、適正を期さなければならない。

旧51条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕、一部改正〔平成30年本部訓令5号〕

(細則)

第50条 地域課長は、この規程の施行に関し、本部長の承認を受けて必要な細則を定めることができる。

旧52条を繰上〔平成21年本部訓令14号〕

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年10月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察鉄道警察隊運営規程(昭和62年3月7日本部訓令第3号)は、廃止する。

附 則(平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成6年4月5日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成12年3月24日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成12年4月2日から施行する。

附 則(平成17年12月19日高知県警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成19年3月20日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月19日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年2月26日から施行する。

附 則(平成20年11月5日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成20年11月5日から施行する。

附 則(平成21年4月6日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月6日から施行する。

附 則(平成21年12月17日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成30年3月27日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(別表・別記様式省略)